

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の事業計画の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年6月8日

京都市長 榎本 頼兼

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

1・4・9号 久世橋線

2 事業地

(1) 収用の部分

京都市南区東九条南石田町，上鳥羽勸進橋町及び上鳥羽苗代町並びに伏見区深草勸進橋町地内

(2) 使用の部分

なし

3 事業施行期間

平成19年5月18日から平成23年3月31日まで

4 図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局事業推進室

(建設局事業推進室)